

1

はじめに

(1) 人口ビジョン策定の背景と目的

【人口ビジョン策定の背景】

国は、急速な人口減少と超高齢化が進行するなか、地方創生（まち・ひと・しごと創生）を図ることによって、東京への人口の一極集中を是正し、日本全体が活力ある社会となることを目的として「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）を制定しました。

平成 26 年 12 月 27 日には人口の減少と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」）及び今後 5 か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」）を閣議決定しています。地方公共団体にあつては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に努めることとされました。

【人口ビジョン策定の目的】

本市においても、国ならびに県の長期ビジョン及び総合戦略を踏まえつつ、将来の本市のあるべき姿を展望すべく、市の人口の現状を統計データから分析するとともに、若者ならびに子育て世代を中心に結婚、出産、子育て、就業、住まい等に関する意識調査を実施し、めざすべき人口施策の方向、人口の将来展望を明らかにすることを目的に「津島市人口ビジョン」を策定することとしました。

(2) 人口ビジョンの対象期間

「津島市人口ビジョン」が対象とする期間は、「国の長期ビジョン」、「県の人口ビジョン」と同様に、45 年後の平成 72 年（2060 年）とします。